

# 事務所通信

令和元年夏号

こんにちは、立川です。  
いつもありがとうございます。

消費税の税率アップが、今年の10月に予定されています。それと同時に、消費税の「軽減税率制度」が導入される予定です。

今回は、まず、約3か月後に控えた消費税の税率アップ、軽減税率制度に関しまして、これだけはお願いしておきたいことを記します。

## (1) すべてのお客様へ

### ① お客様に請求する「売上の請求書」の記載方法です。

本年10月以降の売上の請求書には、必ず「消費税等10%」という記載をお願いいたします。 (軽減税率以外のものです)

### ② すべての企業様が、お茶、コーヒー・紅茶を購入しているはずですが、また、自動販売機でペットボトルなどを購入することもあると思います。そして多くの企業様が、新聞を定期購読されていると思います。

本年10月より、これらの飲食料品の購入・定期購読新聞は、軽減税率の適用となります。

まず、領収書をもらうときに、「飲食料品であるという記載」「定期購読新聞であるという記載」がされているかどうかを、ぜひご確認くださいませ。

自動販売機でのペットボトルの購入は、領収書が出ません。その際は出金伝票に、購入日と金額、自動販売機で購入という旨の記載をお願いいたします。

そして、帳簿または経費帳に、「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という記載を、お願いいたします。

また、会計データ入力の際には、同様に「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という入力を、お願いいたします。

### ③ 消費税の税率アップにより、売上高、仕入高・外注費、経費が前期と同じ金額であったとしても、消費税の納税額が25%増えるのです。

どうか、お客様から預かっている売上に係る消費税を、すべて支払資金に使わないように、消費税の納税資金管理をお願いいたします。

以上が、これだけはお願いしておきたい事項です。よろしくお願いいたします。

## (2) 「飲食料品」を販売されているお客様へ

飲食料品を販売されている企業は、本年10月より、消費税率が10%になっても、軽減税率の8%が適用されます。

ここでいう、「飲食料品」には「酒類」「医薬品・医薬部外品」「外食」は、除かれていますので、これらのものは、軽減税率の対象となりません。

「飲食料品の販売」とは、飲食料品の卸売、飲食料品の小売、飲食料品の製造卸・製造小売をいいます。

ご注意いただきたいのは、人間の食べる「食料品」が軽減税率の対象となりますので、**ペット・フードの販売は、軽減税率の対象となりません。**

## (3) 飲食店を経営されているお客様へ

店内で提供する「飲食料品」を、持帰り用の「飲食料品」として販売した時だけに、軽減税率の対象となります。

具体的には、持帰り用のお弁当の販売、持帰り用の調味料の販売、持帰り用のケーキ・菓子の販売、持帰り用のから揚げの販売などです。

**店内での飲食の提供は、軽減税率の対象となりません。**

**軽減税率の対象をご理解のうえ、8%か10%を間違わないようにお願いいたします。**

**軽減税率の対象となる取引では、本年10月以降の売上の請求書には、必ず「消費税等8%」という記載をお願いいたします。**

以上が「飲食料品」を販売されているお客様、飲食店を経営されているお客様への、これだけはお願いしておきたい事項です。よろしくお願いいたします。

話は変わります。

令和元年6月28日に公表された法人税基本通達などにより、支払時に全額経費とできる保険の取り扱いが改正されました。

(1) 法人が代表取締役、役員を対象とした経営者保険に関して、支払時に全額「保険料」として経費計上できるものがありました。

まず、この点について税務の取り扱いが改正となりました。

改正後（7月8日以後の契約分からは、最高解約返戻率が50%を超える定期保険などの税務の扱いは、保険料の一部を資産計上することが原則となりました。

具体的には、最高解約返戻率の区分ごとに、原則、資産計上期間、資産計上額が決められます。

	最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額
①	50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期支払保険料×40%
②	70%超85%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期支払保険料×60%
③	85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間の終了日	保険期間開始日から10年間は、当期支払保険料×最高解約返戻率×90%

(2) そして「短期払のがん保険等」の保険料に関しても、年間支払保険料の多寡にかかわらず、支払時に全額「保険料」として経費計上が可能でした。

「短期払のがん保険等」とは、保険期間が終身でありながら、保険料の払込期間が短期の保険商品です。

**改正後（10月8日以後の契約分からは、「短期払のがん保険等」の税務の取り扱いは、年間支払保険料30万円以下であるということが条件に経費計上が可能となります。**

具体的には、

- ① 解約返戻金のない短期払いの定期保険などの保険料は、年間の支払保険料が30万円以下であれば、支払時に全額経費計上が可能
  - ② 解約返戻金のない短期払いの定期保険などの保険料は、年間の支払保険料が30万円超であれば、支払い時に全額経費計上が不可能（保険期間の経過に応じて保険料を経費とする）
- という取り扱いに変更となります。

**上記（1）（2）の改正に伴い、実質的に節税保険に対して、かなりの制限が設けられました。**

**これから経営者保険の加入をご検討されるお客様は、節税メリットはほとんどないという認識をお持ちくださいませ。**

現在加入されている経営者保険に関する税務の取扱いは、従来通りで変更はありません。

最後に

事務所のメンバーの机の上に、リポビタミンDが置いてあります。  
もしかしたら、3月の確定申告の時にいただいたものを、大切に机の上に置いたままにしているのかもしれない。

ふと、10月以降、リポビタミンDを買ったら・・・と考えました。  
医薬部外品の購入となり、消費税率は10%ですね。

10月以降、オロナミンCを買ったら・・・  
通常の飲料の購入ですので、消費税率は8%ですね。

そういえば、浅田飴は・・・  
ネットで検索したら、固形浅田飴は「第2類医薬品」とありました。  
間違いなく10月以降の消費税率は10%ですね。

( 代 表 立 川 勝 一 )